



全日ラビー少額短期保険株式会社

「全日ラビー住まいの保険Ⅱ」 賃貸住宅入居者総合保険Ⅱ

充実の補償と安心サービスで



万一の時にしっかりサポート!



■保険契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

- 賃貸住宅入居者総合保険Ⅱの保険期間は2年です。
- 賃貸物件が住居用であることをご確認ください(店舗・事務所併用住宅は本商品では取扱いできません)。
- この商品は地震・噴火・津波・放射能汚染等による損害を一切担保いたしておりません。
- 当社の保険は保険契約者保護機構の対象ではありません。
- このパンフレットは賃貸住宅入居者総合保険Ⅱの概要を説明したものです。
この商品のご契約に際しては、補償内容・条件等を十分にご確認ください。
詳しい内容については、ご契約時にご案内する「ご契約のしおり(重要事項説明書・普通保険約款・特約条項)」を必ずご確認ください、ご不明な点がある場合は取扱代理店までお問い合わせください。

■保険契約のお申込み手続きについて

- 当社の保険のお申込みとご相談は代理店がお取扱いいたします。取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行等の代理業務を行っており、取扱代理店との間で有効に成立した保険契約は当社との間で直接契約されたものとなります。
- 当社の商品は、保険業法に定める保険契約引受上の制約(保険金額の制限等)を受けるため、ご契約のお申込みをいただいてもお引き受けできない場合があります。
- ご契約の際に当社取扱代理店がご契約のしおり(重要事項説明書・普通保険約款・特約条項)をご案内し、補償内容、重要事項等をご説明いたします。お申込みの内容をよくご確認ください、所定のお手続きをお願いいたします。
詳しくは下記の取扱代理店にお問い合わせください。

■クーリング・オフ(契約申込みの撤回等)について

ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリング・オフ」といいます)を行うことができます。当社は「申込日」または「保険契約の申込みの撤回等に関する事項が記載された、重要事項説明書の受領日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、郵便または電子メールによりクーリング・オフを受け付けます。詳しくはご契約の際にご案内するご契約のしおりの重要事項説明書をご確認ください。

事故受付センター フリーダイヤル

●万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!

0120-315-755 受付時間 **24時間365日**

【HP】当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト(マイページ)」でもWeb事故受付を行っております。

解約手続き 専用ダイヤル

●賃貸物件の退去に伴う保険の解約は、以下の解約手続き専用ダイヤルにご連絡いただくか、二次元コードを読み取り、当社ホームページの「解約のお手続き」よりお手続きください。

050-5369-3063 受付時間 **24時間365日**

●解約手続きご案内のショートメッセージをお送りいたします。

- *ログインID:「契約番号」
- *パスワード:【個人契約の場合】ご契約者の生年月日(西暦8桁)
【法人契約の場合】ご登録の電話番号(ハイフンなし)
ただし、契約後にお客様が変更された場合は、そのパスワード



当社ホームページ
二次元コード

保険に関する お問合せ 苦情・ご相談の窓口

●ご契約に関するお問合せや苦情・ご相談は下記窓口までご連絡ください。

全日ラビー少額短期保険株式会社

03-3261-2201

受付時間 **10:00~17:00** 受付日 **月曜日から金曜日(土日祝日および年末年始休業期間を除く)**

ご契約内容の ご確認

●インターネットで保険契約内容が確認いただけます。

●保険契約締結の2日後から、当社ホームページの「保険契約内容のご確認」で、ご契約内容をご確認いただけます。また、「保険契約内容」の印刷も可能です。

https://www.z-rabby.co.jp/

- *ログインID:「契約番号」
- *パスワード:【個人契約の場合】ご契約者の生年月日(西暦8桁)
【法人契約の場合】ご登録の電話番号(ハイフンなし)
ただし、契約後にお客様が変更された場合は、そのパスワード



二次元コードからも
ジャンプできます。

◆お問合せ先(取扱代理店)

◆引受少額短期保険業者

全日ラビー少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第67号
〒102-0093東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館
TEL 03-3261-2201
URL : <https://www.z-rabby.co.jp>

当社は一般社団法人全国不動産協会の100%出資により設立された全日グループの少額短期保険業者です。

万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!
24時間365日受付

0120-315-755

当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト(マイページ)」でもWeb事故受付を行っております。

充実の補償と安心サービスで万一の時にしっかりサポート!

「全日ラビー住まいの保険Ⅱ」(賃貸住宅入居者総合保険Ⅱ)は賃貸住宅にお住まいの方の大切な家財や賠償責任などを補償します。

万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!
24時間365日受付

0120-315-755

当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト
(マイページ)」でもWeb事故受付を行っております。

■保険金のお支払い対象となる事故の例

家財・付随費用・修理費用補償

◆家財保険金

火災

失火や隣の部屋の火災の延焼で家財が焼失した



落雷

落雷で電子レンジが破損した



破裂・爆発

ガス器具が爆発して家具や食器が壊れた



風災・雹災・衝突

強風による飛来物で窓ガラスが割れて家具が破損した



騒乱・労働争議

騒乱や暴徒によって室内が破壊された



盗難

強盗や空き巣に入られて家財や現金が盗難にあった



盗難事故については1事故につき50万円限度
(ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円限度)

水災

台風で床上浸水した



※床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水もしくは借用戸室または借用戸室が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合
(ただし、1事故につき家財保険金額の10%限度)

◆臨時宿泊費用保険金

借用戸室が損害を受け、使用できなくなり、ホテル等に泊まった場合の宿泊費用



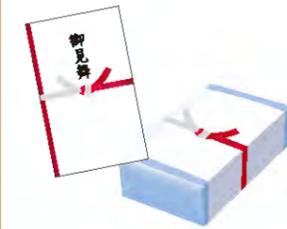
◆残存物取片づけ費用保険金

借用戸室が損害を受けた時の残存物の後片づけ費用



◆失火見舞費用保険金

火災や爆発で他人の所有物に損害を与えた場合のお見舞いの費用



◆修理費用保険金

●建物外部に面するガラスのひび割れもしくは熱割れの修理費用 など



●被保険者が借用戸室内で死亡し、借用戸室が汚損等の損害を受けた場合の清掃、修理費用 など

◆遺品整理費用保険金

被保険者の死亡により賃貸借契約が終了する場合の遺品整理費用



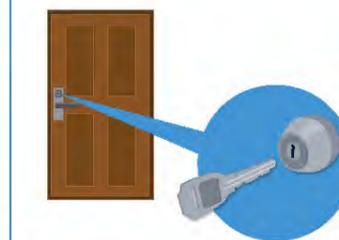
◆専用水道管修理費用保険金

借用戸室の専用水道管が凍結により破損した場合の修理費用



◆ドアロック交換費用保険金

盗難やいたづら等による破損により、ドアロックを交換した費用



賠償責任補償

◆借家人賠償責任保険金

火災による大家さんへの賠償

調理中の火の不始末で火災を発生させてしまい借用戸室に損害を与えた



爆発による大家さんへの賠償

カセットコンロを使用中、ボンベが爆発し借用戸室に損害を与えた



◆個人賠償責任保険金

漏水事故

洗濯機のホースが外れて水漏れが生じ、階下の他人の家財に損害を与えた



不測かつ突発的な事故

子供(同居)がマンションのエントランス(共用)でボールを蹴ってガラスを割ってしまった



■保険金のお支払いについて (主な場合を記載しています。詳細は約款、重要事項説明書をご覧ください)

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする主な場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いできない主な場合 |
|----------------|---|---|---|
| 家財・付随費用・修理費用補償 | 家財保険金 保険の対象が次のいずれかの事故により損害を受けた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑤漏水、放水または溢水による水濡れ ⑥騒乱等による暴力行為、破壊行為 ⑦盗難(強盗・窃盗またはこれらの未遂) ⑧風災、雹災、雪災 ⑨水災(床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水もしくは借用戸室または借用戸室が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合) ⑩上記①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等(損害の額が1回の事故につき3万円を超える場合に、その超える部分に対してお支払いします。) | 損害の額(再調達価額) (保険証券もしくは当社ホームページ上に掲載される契約内容照会画面記載の保険金支払限度額が上限) ⑦盗難 ・1事故につき50万円限度 ・ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円限度) ⑨水災 損害の額(再調達価額) ・1事故につき家財保険金額の10%限度 ⑩不測かつ突発的な事故による破損・汚損 損害の額(再調達価額) ・1事故につき50万円限度 免責3万円 | <家財・付随費用・修理費用補償の全ての保険金共通> 家財・付随費用・修理費用補償の全ての保険金共通 (1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合におけるその者の故意もしくは重大な過失または法令違反 (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (5) 核燃料物質(使用済燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 |
| | 臨時宿泊費用保険金 保険の対象が家財保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑩の損害を受けたために臨時に宿泊費用を支払ったとき | 実費 ・1泊2万円までかつ14泊まで、1事故につき20万円限度 | 家財保険金 (1) 保険の対象が屋外にある間に生じた事故(借用戸室に併設された専用駐輪場または借用戸室が一戸建の場合の敷地内に収容された被保険者所有の自転車の盗難を除きます。) (2) 家財に生じた不測かつ突発的な事故による損害で次のいずれかのもの ・国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ・欠陥によって生じた損害 ・自然の消耗・劣化、変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 ・加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観の損傷であって、機能に支障がない損害 ・電球、蛍光灯、LED等の管球類のみに生じた損害 ・置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害 ・テレビ、パソコン、スマートフォン、携帯電話等に生じた損害 |
| | 残存物取片づけ費用保険金 家財保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑩の事故により家財保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき | 実費 ・1事故につき家財保険金の10%限度 | 修理費用保険金 (1) 建物の主要構造部、借用戸室居住者の共同に利用されるものへの損害 (2) 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (3) 借用戸室の欠陥によって生じた損害 (4) 借用戸室の自然の消耗・劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 |
| | 失火見舞費用保険金 家財保険金の「保険金をお支払いする主な場合」の①または③の事故により家財保険金が支払われる場合、借用戸室から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、破損または汚損があったとき | 定額 ・被災世帯数×10万円、1事故につき20万円限度 | <賠償責任補償> 借家人賠償責任保険金 (1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 被保険者の心神喪失または指図 (3) 借用戸室の改築、増築、取りこぼし等の工事 (4) 上記家財・付随費用・修理費用補償の全ての保険金共通の「保険金をお支払いできない主な場合」(3)～(5)に掲げる事由によって生じた損害 (5) 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (6) 借用戸室の自然の消耗・劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 (7) 借用戸室の欠陥によって生じた損害 (8) 被保険者が借用戸室を貸主に明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 |
| | 修理費用保険金 家財保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑩、⑩の事故において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の負担で借用戸室を修理したとき | 実費 ・1事故につき100万円限度 | 個人賠償責任保険金 (1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 上記家財・付随費用・修理費用補償の全ての保険金共通の「保険金をお支払いできない主な場合」(3)～(5)に掲げる事由によって生じた損害 (3) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (4) 被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 (5) 被保険者の心神喪失、指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 |

「全日ラビー住まいの保険Ⅱ」(賃貸住宅入居者総合保険Ⅱ) 保険料プラン別 保険金額一覧表

◆保険料プラン一覧表(保険期間2年)

保険料プランの決め方について

- 家財補償の保険金額はお持ちの家財に合わせてお選びください。
- 家財補償の保険金のお支払額は再調達価額が限度となります。

| 保険料プラン(一括払い) | | 18,000円 プラン | 20,000円 プラン | 23,000円 プラン | 25,000円 プラン | 28,000円 プラン | 30,000円 プラン | 33,000円 プラン |
|------------------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 保 険 金 額 | 家 財 補 償 | 230万円 | 330万円 | 490万円 | 590万円 | 750万円 | 850万円 | 1,000万円 |
| | 借家人賠償責任補償※ | 1,000万円 |
| | 個人賠償責任補償※ | | | | | | | |

- 店舗・事務所併用住宅はお引き受けできません。
- 保険料の払込みは一括払いのみとなります。
- 家財の再調達価額を超えて保険金額を設定しても、事故時の家財の再調達価額を超えて保険金が支払われることはありません。
また、家財の再調達価額を下回って保険金額を設定したときには、損害に対し十分な補償が受けられない場合があります。
- 再調達価額:損害が生じた場所および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。
- 費用補償の保険金額は、弊社パンフレット・約款に記載された「お支払する保険金の額」を限度額とします。
- 同一の保険期間内に発生した事故に対して支払う保険金の通算支払限度額は、家財補償保険金および費用保険金を合計して1,000万円となります。

※賠償責任補償には、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して次の2つの支払限度があります。

- ◆1事故の支払限度額:1,000万円
- ◆保険期間内の通算支払限度額:1,000万円